

旭川市路線バス乗務員確保対策助成金概要

1 概要

移住及び就職に要した経費相当額を助成し、人員不足が深刻な課題となっている路線バス乗務員を確保することにより、本市の公共交通網を維持する。

2 移住助成金

(1) 助成対象者

当該年度以降に市内を営業区域として現に運行している路線バス事業者（以下「対象乗合事業者」という。）に就職した者で、その就職日の30日前から就職日までの間に上川中部定住自立圏を除く他市区町村から本市に転入した者（以下「対象従業者」という。）を雇用する対象乗合事業者で、対象従業者に対して本市への移住及び就職に要した経費への填補である旨を明示し、金銭を支給する者

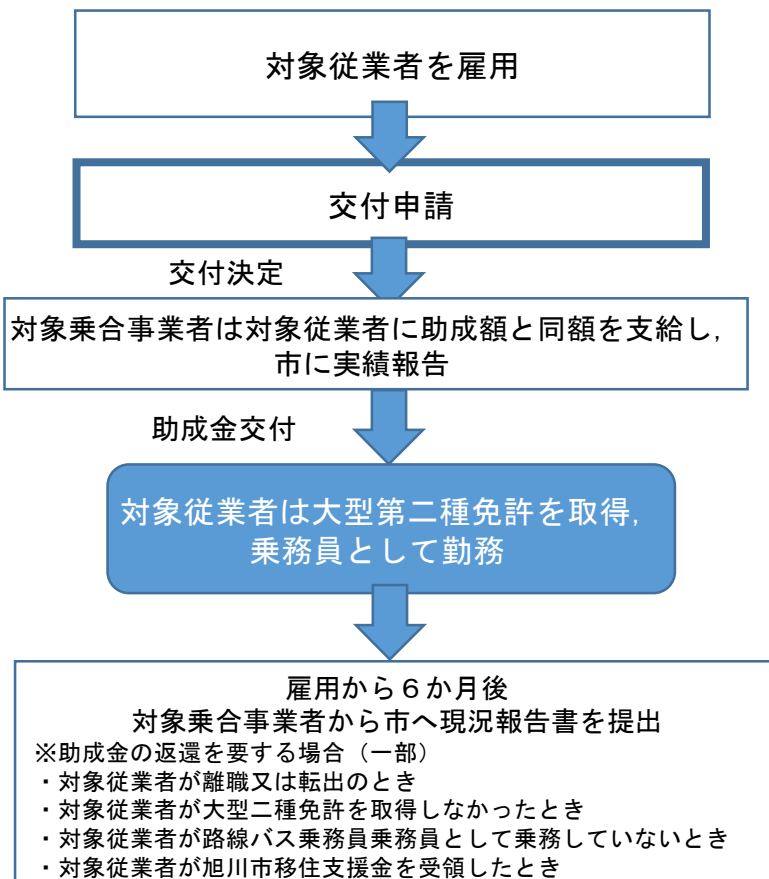
(2) 助成額

道外からの移住1名につき：定額30万円 道内からの移住1名につき：定額10万円

(3) 助成金の返還規定（一部）

- ・雇用から6か月を経過した日において、対象従業者の本市での居住が確認できないとき
- ・雇用から6か月を経過した日において、対象従業者の大型第二種免許の保有が確認できないとき
- ・雇用から6か月を経過した日において、対象従業者の路線バス乗務員としての乗務が確認できないとき
- ・対象従業者が旭川市移住支援金を受領したとき

(4) 助成金交付フロー図



旭川市路線バス乗務員確保対策助成金概要

3 免許取得支援助成金

(1) 助成対象者

免許取得支援助成金対象従業者（申請時点で40歳以下で、当該年度の前年度以降に本社が市内にあり、市内を営業区域として現に運行している路線バス事業者（以下「対象乗合事業者」という。）に運転操作に係る乗務員として就職した後、大型第二種教習、特例教習、又はその両方を受講する者で、過去に御助成金の申請実績のない者）を雇用し、その者が大型第二種教習、特例教習、又はその両方を受講するために経済的な支援を行う者。ただし、当該年度の前年度に対象乗合事業者に運転操作に係る乗務員として就職し、特例教習の受講に係り免許取得支援助成金を受け、大型第二種教習の受講に係る免許取得支援助成金を受けようとする者はこの限りではない。

(2) 助成額

国の補助※を受けない場合

（大型第二種教習又は特例教習の教習料金）①×1/3（上限10万円かつ、助成対象者が行う経済的な支援の額を超えない額とする）…②（千円未満切捨て）

国の補助※を受ける場合

②≥（①－国からの補助額）のとき、（①－国からの補助額）の額

②<（①－国からの補助額）のとき、②の額

（※教育訓練給付制度及び地域公共交通確保維持改善事業（交通DX・GXによる経営改善支援事業）による補助）

（助成金の額の算定に用いる各教習料金は、入学金、技能教習、学科教習、教材費、運転適性検査、写真事務連絡費等の合計額として教習所が定める料金とし、追加・延長・補習、再検定・仮免許学科試験の再受験が必要な場合の料金及び冬期料金等を除く。）

(3) 助成金の返還規定（一部）

- ・大型第二種免許取得から12か月を経過した日において、その者の雇用が確認できないとき
- ・大型第二種免許取得から12か月を経過した日において、その者の路線バス乗務員としての乗務が確認できないとき

(4) 助成金交付フロー図

